

(様式 1 別紙 1)

涌谷町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び涌谷町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宮城県地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び涌谷町地方就職学生支援事業交付要綱（以下「町交付要綱」という。）第 8 条に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請から 1 年以内に、要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 申請から 1 年以内に、要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (4) 就業開始日から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から 3 カ月以内に県実施要領第 7 ②の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - (5) 県実施要領及び町交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 涌谷町への転入日又は要件を満たす企業への就業開始日のいずれか遅い日から 3 年未満で申請先市町村から転出した場合（ただし、宮城県及び涌谷町が認めた場合はこの限りではない。）
- 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される涌谷町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。